

○今後、マニュアル検証のシュミレーションなどを実施し、マニュアルを適宜、見直していく予定。

大 山 町

口蹄疫防疫対策マニュアル

平成 2 2 年 8 月

目 次

1	目 的	2
2	市町村における口蹄疫防疫対策の基本的な考え方	3
3	市町村の役割	3
4	大山町口蹄疫対策本部の体制	3
5	各段階における対応	5
	(1) 大山町内で口蹄疫が疑われる段階	5
	(2) 大山町内で口蹄疫疑似患畜発生段階	6
	(3) 発生地から半径20kmの搬出制限区域が大山町に及んだ場合	8
	(4) 近県や大山町と隣接していない県内市町村（20km以上）で発生した場合	9

資 料

口蹄疫防疫対策体制図

口蹄疫緊急連絡体制図

大山町家畜飼養農家位置図 【取扱注意】

大山町家畜飼養農家一覧 【取扱注意】

1 目的

このマニュアルは、口蹄疫（以下「本病」という。）が町内に侵入することを防止し、発生予防を図るとともに、本病が町内で発生した場合に、その被害を最小限に食い止めるために必要な町口蹄疫対策本部の運営及び防疫措置など基本的な方針を定め、初動対応を迅速に実施することで、本病のまん延を防止し、その被害を最小限に食い止めることを目的とする。

本病の防疫措置は、家畜伝染病予防法（昭和26年5月31日法律第166号。以下「法」という。）、口蹄疫に関する特定家畜伝染病防疫指針（平成16年12月1日付農林水産大臣公表。以下「国指針」という。）、口蹄疫に関する特定家畜伝染病防疫指針に基づく発生予防及びまん延防止措置の実施にあたっての留意事項について（平成16年12月1日付16消安第6315号農林水産省消費・安全局長通知）、家畜伝染病のまん延の防止に関する規則（平成15年9月16日鳥取県規則第77号）（以下「県規則」という。）、鳥取県口蹄疫防疫対策マニュアル（平成22年7月。以下、「県マニュアル」という。）、口蹄疫西部現地対策本部運営マニュアル（平成22年7月。以下「西部マニュアル」という。）に定めるもののほか、本マニュアルに基づき実施する。

（参考）口蹄疫とは

(1) 原因	口蹄疫ウイルス
(2) 感受性動物	偶蹄類の家畜（牛、めん羊、山羊、豚、水牛、しか及びいのししをいう。以下同じ。）をはじめ、野生動物を含むほとんどの偶蹄類動物が感染する。
(3) 疫学	感染は年齢・性別を問わず成立する。感染動物は水疱形成前からウイルスを排出し、接触感染で容易に周囲の感受性動物に感染する。また、牛は口蹄疫ウイルスに感受性が高く、豚は牛に比べて低いが、感染後のウイルス排泄量は牛の100～2000倍といわれる。また、めん羊、山羊では症状が明瞭でなく、本病の伝播に重要な役割を果たしている。
(4) 症状	突然40～41℃の発熱、元気消失に陥ると同時に多量のよだれがみられ、口、蹄、乳頭等に水疱(水ぶくれ)を形成し、足を引きずる症状が見られる。
(5) 潜伏期間	牛：通常2～8日（1～21日の範囲） 豚：通常2～10日（1～21日の範囲）
(6) 伝播様式	感染動物との接触（飛沫感染、感染動物の生産物、汚染物品等により伝播）
(8) 診断法	ア 水疱材料等からのウイルス分離、ウイルス抗原の検出（遺伝子検査） イ 抗体検査
(9) 予防法	口蹄疫が発生した場合は「口蹄疫に関する特定家畜伝染病防疫指針」に基づき、蔓延防止のための防疫措置がとられる。摘発・淘汰により、感染拡大を防止する。治療は行わない。
(10) その他	口蹄疫は、牛、豚等の偶蹄類の動物の病気であり、人に感染することはない。しかし、ウイルスの感染力が通常のウイルスに類を見ないほど激しく、人、車両及びその他の物品等により病原体が広く伝播されるおそれがある。国際獣疫事務局（OIE）により、本病は最も重要な家畜の伝染病（リストA疾病）に位置付けられている。

2 市町村における口蹄疫防疫対策の基本的な考え方

口蹄疫にか関する防疫措置は、基本的に県が主体で実施する。

町は、県が行う防疫対策に必要な協力体制をとり、迅速にまん延防止を図る。

3 市町村の役割

(1) 住民への情報提供

発生状況、防疫措置の概要、通行遮断・消毒ポイントの設置場所等の情報を提供

(2) 公共施設の提供

県が実施する発生地での防疫作業（消毒、殺処分及び埋却等）等に係わる動員者の集合場所や健康診断場所、県現地対策本部として、近くの公共施設（地区体育館、公民館等）の提供と管理

(3) 人的派遣

県が実施する発生地での防疫作業等に係わる動員者として職員を派遣

(4) 相談窓口の設置

口蹄疫の防疫対策に係る相談窓口及び健康相談窓口の設置

(5) 消毒ポイントの支援

車両の消毒に必要な水を確保

(6) 町道、農道、林道の通行遮断

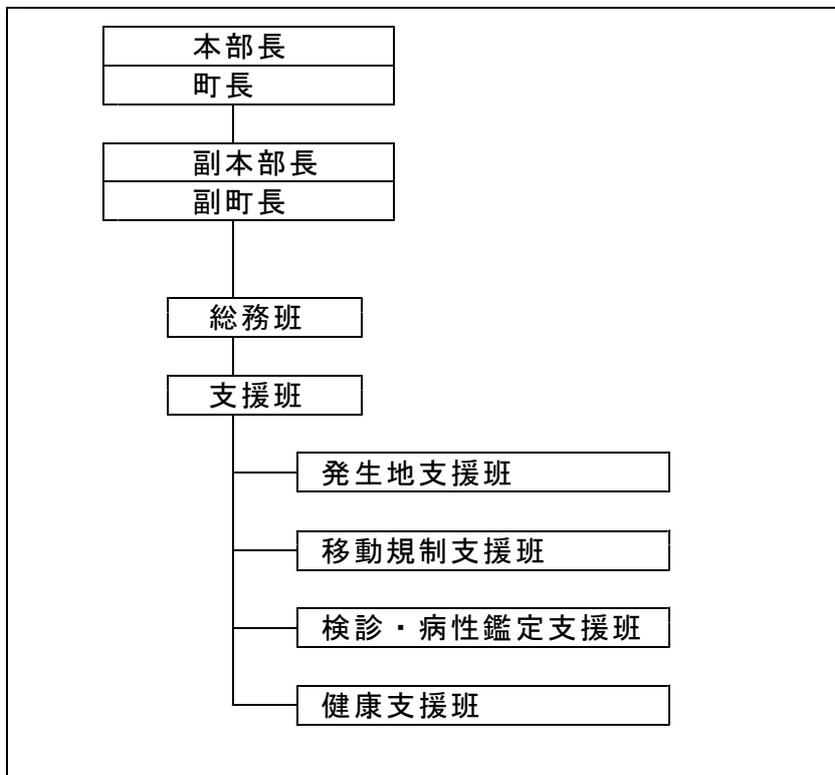
発生地周辺の道路について、県と協議して通行遮断を行う

(7) 緊急消毒時の消毒薬配布

消毒命令時の消毒薬の配布

4 大山町口蹄疫対策本部の体制

(1) 大山町口蹄疫対策本部



(2) 本部の役割

チーム名	班	構成員	主な役割
大山町 口蹄疫 対策本部	本部長	町長	町対策本部の統括、方針決定
	副本部長	副町長	本部長の補佐
	総務班	農林水産課 総務課 企画情報課 社会教育課 学校教育課 住民生活課 保健課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県対策本部、県現地対策本部との連絡調整 ・ 防疫従事者の集合場所（庁内）確保 ・ 防疫従事者の救護場所（発生地）確保 ・ 現地防疫対策チームへの動員者の確保、調整 ・ 防疫従事者の移動手段確保（庁舎－発生地） ・ 交通制限、健康等に関する地域住民への情報提供・住民からの問い合わせについての相談窓口 ・ 住民への防疫対策の理解、協力に関する広報
	発生地 支援班	農林水産課 保健課 庁内動員者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現地防疫チームと連携した農場の隔離、殺処分、消毒、埋却等の実施 ・ 埋却場所の選定、住民説明会の調整 ・ 埋却溝掘削に関する調整 ・ 防疫基地設置の調整、防疫基地の管理（水・電気）
	移動制限 支援班	農林水産課 建設課 水道課 庁内動員者 県動員者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 通行遮断に関する住民説明会の調整 ・ 発生農場周辺の通行遮断（町・農・林道に限る） ・ 消毒ポイント設置の調整（住民説明） ・ 消毒ポイントの管理（水・電気） ・ 消毒ポイントでの消毒実施
	検診・病性 鑑定支援班	農林水産課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現地防疫対策チームが実施する検診、病性鑑定への人的支援 ・ 偶蹄類家畜飼育者への異常確認と家保への通報 ・ 愛玩用偶蹄類飼育場所への案内、立会協力
	健康支援班	保健課 農林水産課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現地総合対策チームとの連携による防疫従事者の健康管理支援 ・ 現地救護場所の設置、管理 ・ 健康相談窓口の設置（心のケア）

5 各段階における対応

(1) 大山町内で口蹄疫が疑われる段階

ア 大山町口蹄疫対策本部設置準備

検査結果判明までは約1日（鳥取から東京までの移動時間と検査時間の合計）を要するため、この間に以下の初動体制を整備する。ただし、この段階の情報は確定診断前の情報であり、口蹄疫でない場合も想定されることから、風評被害の発生を防止する観点で、当該情報の取り扱いには十分に注意する。

イ 各担当課の行動

農林水産課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 町長に「疑い事例発生」の旨を報告 ・ 町口蹄疫対策本部設置準備 ・ 県が開催する現地連絡調整会議に職員を派遣し協議内容を町対策本部へ報告 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 今後のスケジュール ・ 各役割分担 ・ 県が実施する防疫措置への支援等、防疫措置に関する方針 ・ 発生農場における家畜の処分及び消毒方法について <ul style="list-style-type: none"> ・ 動員予定人数（作業内容も含めて） ・ 殺処分後の家畜の搬出、輸送方法及び輸送経路 ・ 埋却場所 ・ 通行遮断の箇所及び方法（建設課も協議に加わる） ・ 消毒ポイント設置場所及び方法（水道課も協議に加わる） <ul style="list-style-type: none"> ・ 通行遮断と消毒ポイント設置について周辺住民への説明及び同意の取り付け方法（町は周辺住民全戸に対してチラシ配布、説明会開催の案内、準備を行う。） ・ 防疫従事者の集合場所と発生農場までの車両の手配 ・ ゴミ収集車の迂回路について確認 ・ スクールバスの迂回路について確認 ・ 保健師の配置と業務内容について確認 </div> <ul style="list-style-type: none"> ・ 情報提供内容の決定 ・ 関係各課への連絡指示
総務課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農林担当職員以外の動員手配準備、必要車両の手配を依頼 ・ 防災無線による情報提供準備 ・ 各種イベントの中止又は延期を主催課に依頼準備 ・ 検査結果が陽性となった場合、現地対策本部となる施設への利用連絡 ・ 通行遮断及び消毒ポイント設置についての周辺住民に対する説明会開催のための区長への周知準備（周辺住民への資料全戸配布準備、説明会開催の案内準備）

企画情報課	・ 口蹄疫防疫に対する交通制限、消毒ポイント、風評被害防止についてホームページ、CATVでの情報提供
社会教育課	・ 防疫従事者の集合場所、検診場所となる施設への利用連絡
学校教育課	・ スクールバスへの通行遮断箇所、消毒ポイントの連絡準備
水道課	・ 消毒ポイントへの水の確保準備
建設課	・ 交通遮断のためのバリケードやコーン等の準備
住民生活課	・ ゴミ収集車への通行遮断箇所、消毒ポイントの連絡準備
保健課	・ 住民を対象とした健康相談窓口設置準備 ・ 動員者の検診等を行うための現地防疫対策本部への派遣準備

(2) 大山町内で口蹄疫疑似患畜発生段階

ア 大山町口蹄疫対策本部を設置。

イ 各班の行動

総務班：24時間3交替体制	
農林水産課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 町口蹄疫対策本部設置 ・ 県が開催する現地連絡調整会議に職員を派遣し、発生の概要、今後のスケジュール、各役割分担、県が実施する防疫措置への支援等、防疫措置に関する方針を確認し、町対策本部に報告 ・ 情報提供内容の決定 ・ 関係各課への連絡指示
総務課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農林担当職員以外の動員手配準備、必要車両の手配を依頼 ・ 防災無線による情報提供 ・ 各種イベントの中止又は延期を主催課に依頼 ・ 現地対策本部となる施設への利用連絡 ・ 利用予定者に対して最短21日間使用不可の連絡 ・ 通行遮断及び消毒ポイント設置についての周辺住民に対する説明会開催のための区長への周知（周辺住民への資料全戸配布、説明会開催の案内）
企画情報課	・ 口蹄疫防疫に対する交通制限、消毒ポイント、風評被害防止についてホームページ、CATVでの情報提供
社会教育課	・ 防疫従事者の集合場所、検診場所となる施設への利用連絡
学校教育課	・ スクールバスへの通行遮断による迂回連絡

住民生活課	・ ゴミ収集車への通行遮断による迂回連絡
保健課	・ 住民を対象とした健康相談窓口設置 ・ 動員者の検診等を行うための現地防疫対策本部への派遣

発生地支援班：24時間3交替体制

農林水産課	・ 動員者の集合施設での受付
保健課	・ 集合施設での動員者の検診等
動員者	・ 公用車で集合施設へ行き、防護服に着替える ・ 県が指定する車両で発生農場へ移動 ・ 家畜防疫員の指示により農場内の作業を行う

検診・病性鑑定支援班：24時間3交替体制

農林水産課	・ 現地防疫対策チームが実施する検診、病性鑑定への人的支援 ・ 偶蹄類家畜飼育者への異常確認と家保への通報 ・ 愛玩用偶蹄類飼育場所への案内、立会協力 ・ 具体的な作業は家畜防疫員の指示に従う。
-------	--

移動制限支援班：24時間3交替体制

水道課 農林水産課	・ 給水車の手配 ・ 消毒ポイントへの水の確保・運搬
建設課 農林水産課	・ 町道、農道、林道の通行規制 ・ 資材搬入（町が独自で行う規制の場合） ・ 通行規制業務の支援
動員者	・ 公用車で集合施設に行き、受付後防護服に着替える ・ 町が設置する通行規制は、公用車で設置場所まで行き、担当者の指示を受け、業務を行う ・ 県が設置する箇所は、県の指示を受けて業務を行う ・ 消毒ポイント動員者は、集合場所へ行き、県の指示により消毒等を行う

<p>[県の対応]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 口蹄疫防疫対策本部設置 ・ 市町村に対して、防疫対策本部設置の要請 ・ 迅速な情報提供によるまん延防止、マスコミ対応 ・ 発生農場における防疫活動 ・ 国道、県道における幹線道路への消毒ポイント設置、散水車による道路の消毒 <p>※県が行う発生地での防疫活動、県が設置する消毒ポイントでの作業、発生地周辺の交通整理は原則として、県が国、自衛隊、警察の協力を得て行う</p>
--

(3) 発生地から半径20kmの搬出制限区域が大山町に及んだ場合

- ア 大山町口蹄疫対策本部設置
 - ・発生状況の概要説明と今後の対応（関係各課の役割、動員等）について検討
 - ・関係課に対して、大山町口蹄疫防疫対策マニュアルの再確認を指示
- イ 県との協議
 - ・消毒ポイント設置場所及び方法について協議、決定
 - ・通行遮断箇所及び方法について検討
- ウ 各班の行動

総務班：24時間3交替体制	
農林水産課	<ul style="list-style-type: none"> ・大山町口蹄疫対策本部を設置 ・県が開催する現地防疫対策連絡調整会議に職員を派遣し、疑似患畜発生に関する概要、今後のスケジュール、各役割分担、県が実施する防疫措置への支援等、防疫措置に関する方針を確認し町対策本部に報告する ・情報提供内容の決定（総務課、企画情報課へ連絡） ・県が設置する現地防疫チーム総務班に職員を派遣 ・関係各課へ以下の事項を依頼
総務課	<ul style="list-style-type: none"> ・防災無線による情報提供 ・職員の動員 ・地区公民館等を現地防疫対策本部として使用する可能性があることを区長等へ連絡 ・消毒ポイントの設置に係る説明会の会場手配と呼びかけ
企画情報課	<ul style="list-style-type: none"> ・口蹄疫防疫に対する交通制限、消毒ポイント、風評被害防止についてホームページ、CATVでの情報提供
社会教育課	<ul style="list-style-type: none"> ・地区体育館を防疫措置の動員者集合場所として使用する可能性があることを体育館管理者へ連絡
移動制限支援班（24時間体制3交替）	
水道課 農林水産課	<ul style="list-style-type: none"> ・消毒ポイントへの支援（水の確保・運搬） ・関係部署へ給水車を依頼
動員者	<ul style="list-style-type: none"> ・町の車両で集合場所へ行き、受付をして防護服を着用する。 ・消毒ポイントの動員者は、県の車で設置場所まで行き、県の指示を受けて作業を行う

[県の対応]

- ・口蹄疫防疫対策本部設置
- ・市町村に対して、防疫対策本部設置の要請
- ・制限区域が県内に及ぶ場合は、県口蹄疫現地対策本部を設置し、県内への侵入防止強化のため、県境付近での車両消毒、口蹄疫に係る広報の強化を行う。

- ・ 県内で発生した場合は、疑い情報の迅速な提供によるまん延防止、発生地での迅速な防疫措置、制限区域内での消毒ポイント等による的確なまん延防止
- ※ 県が行う発生地での防疫活動、県が設置する消毒ポイントでの作業、発生地周辺の交通整理は原則として、県が国、自衛隊、警察の協力を得て行う

(4) 近県や大山町と隣接していない県内市町村（20km以上）で発生した場合

- ア 大山町口蹄疫対策本部設置
- イ 各課の行動

農林水産課 総務課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大山町口蹄疫対策本部を設置 ・ 県との協議 <ul style="list-style-type: none"> ・ 通行遮断の場所及び方法（建設課も協議に加わる） ・ 消毒ポイント設置場所及び方法（水道課も協議に加わる） ・ 関係課に対して、大山町口蹄疫防疫対策マニュアルの確認を指示 ・ 地区公民館等を現地対策本部として使用する可能性がある旨を区長等へ連絡
企画情報課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 口蹄疫防疫に対する風評被害防止についてホームページやCATVでの情報提供（提供資料は農林水産課が作成）
社会教育課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地区体育館を防疫措置の動員者集合場所として使用する可能性があることを体育館管理者へ連絡

[県の対応]

- ・ 口蹄疫防疫対策本部設置
- ・ 市町村に対して、防疫対策本部設置の要請
- ・ 制限区域が県内に及ぶ場合は、県口蹄疫現地対策本部を設置し、県内への侵入防止強化のため、県境付近での車両消毒、口蹄疫に係る広報の強化を行う。
- ・ 県内で発生した場合は、疑い情報の迅速な提供によるまん延防止、発生地での迅速な防疫措置、制限区域内での消毒ポイント等による的確なまん延防止